

ずかしが、市で発注する業費に付してできるだけ雇用するよう要請する
といふことでも了解を得てゐるといふことがあります。

その後、七月十一日及び九月十七日にも審査をして貰つたわけですが、
十月十九日の委員会におきましては、やはり、市において予算化をし、常時雇
用といふことは問題があるといふ、委員からの意見、また、すでに論議を尽
くされてゐるので採択をすべきだといふ意見も出されたわけですが、最終的に
は継続となつた次第であります。

さらに十月十九日の委員会では、十月十五日現在の近隣の状況としては、
趣旨採択を合はせ採択した市が十二市、なお、の中には予算化といふ
部分を削除して採択した所もあるやうでござります。また、不採択は三市、
継続が一市となつてゐるといふことで、委員中から、本陳情書はすでに
長期間継続となつており、対象の人員が少なくなつてゐる、こうした人たちの
ことを考え採択すべきであるといふ意見、また、陳情内容を検討する
と、予算化して直接雇用となるといふやうな問題が生じてくる。また、一般の
失業を救済し、も公平に考えなければならぬのではなからうか、やうした点をもち

と語めるべきであり継続されたといふ意見も出され、最終的には継続につ
いて起立によつて採決したところ、賛成多数で本件は継続審査となつた
次第でござります。

続きまして、陳情第六号失業対策事業の改善と公的就労事業に
関する陳情書につきましても報告をさせていたいただきます。

本陳情書は、九月定例会におき、当委員会に付託されたわけですが、
九月十七日の委員会におきましては、この制度は再就職するまでの間の救済
として、昭和二十四年に緊急失業対策法ができ、東京都から委託されて
市で行つたが、部におきも新規登録はせず、すでに漸減の方法で
つてゐるといふこと、また、当市に關係する失業就労者は八名が登録されて
おり、うち一名は入院中といふことで、また、就労者の平均年齢は六十八
歳といふ高齢であるといふこと。なお、特に退職制度はないが、部におき
は、やめた時点で支度金として一五十万円を支給した年度もあったといふことだ
が、現在はその制度も期限切れとなつてゐるといふこと、あります。当委員会
としては、さらに調査、研究するために継続とし、十月十九日の委員会におき、

もこの事業の過去の背景等を考へ継続として調査研究することになったわけであります。

さらに、十二月十六日におつて、先般の新聞等が報道されたように労働大臣の私的諮問機関である失業対策事業制度調査研究会におきまして、本制度は終結の段階に來てゐるといふ内容の提議もされてゐる。そのことも十分勘案すべきでありさらに継続とされたいとの意見が出され、あるいはまた今後とも失業率が増大することもある恐れ、より一層こうした制度を生かしていくべきであり採択すべきである等の意見に分かれたために、最終的には継続につき起立採決いたしましたところ、賛成多数で継続審査とすることに当委員会としては決定した次第であります。

以上が陳情第二号及び陳情第六号に対する主な経過概要でございます。

よろしく議員各位の御理解を賜りますようお願いを申し上げまして、報告とさせていただきます。

○議長（小林菊三君） 以上が建設委員長発言は終わりました。

これより、申し出されておりまする総務及び厚生部の両委員会の部分についてお諮りいたします。

総務委員長から申し出がありました陳情第一号国鉄運賃値上げ反対、総合交通政策の確立に関する陳情書及び陳情第四号行政区域変更に関する陳情書、それから厚生委員長から申し出がありました請願第四号老人医療制度の後退反対、現行制度の改善要求に関する請願書の三件については、開会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） 御異議なしと認めます。よつて総務委員長から申し出がありました陳情第一号及び陳情第四号、それから厚生委員長から申し出がありました請願第四号の三件は、それぞれ申し出のとおり開会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に建設委員会の部分について起立により採決いたします。

お諮りいたします。

建設委員長から申し出のありました陳情第二号、陳情第六号の二件につきましては、開会中の継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成 音起立)

○議長(小林菊三君) 起立多数と認めます。よって陳情第二号及び陳情第六号の二件は、申し出のとおり開会中の継続審査とすることに決定いたしました。

○議長(小林菊三君) 日程第二十三特定事件の継続調査についてを議題といたします。

委員会の特定事件については三常任委員会から継続調査の要求がありました。

本件はお手元に御配付のとおり、開会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって本件特定事件は、開会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長(小林菊三君) 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。会議を開じます。

これをもって、昭和五十五年第四回福生市議会定例会を開会いたします。

午後一時二十五分 閉議・開会

署名議員

福生市議会議長 小林菊三
議員 宮沢良一
議員 指田保雄
議員 末次性男

昭和五十五年十二月十八日
福生市議会
議案第百十号
財産の取得について

写

福総庶発第二千三百六十八号

昭和五十五年十二月十八日

福生市議会議長

小林 菊 三 殿

福生市長 田 村 匡 雄 印

追加議案の送付について

昭和五十五年第四回福生市議会定例会に提案するため、次の議案を追加して送付します。
一 議案第百十号 財産の取得について

一、市議会議員、市長の職務について
昭和五十五年四月、市議会議員、市長の職務について、次の事項を議決して、執行しました。
市議会議員の職務について

市議会議員の職務について

市議会議員の職務について

市議会議員の職務について

市議会議員の職務について

市議会議員の職務について

市議会議員の職務について

市議会議員の職務について

市議会議員の職務について

市議会議員の職務について

請願書の取り下げ願いについて

昭和五十五年九月八日付で提出いたしました「健康保険制度の一部「改正」をやめ、国民負担の軽減と制度改善要求に関する請願書」は、都合により取り下げたいと思いますので、よろしくお取り計らいくださるようお願い申し上げます。

昭和五十五年十二月十三日

請願者代表

福生市福生二二七番地

岩 本 寅 次 印

福生市議会議長

小 林 菊 三 殿

写 福総庶発第二千三百四十二号

昭和五十五年十二月十五日

福生市長 田 村 匡 雄 印

福生市議会議長

小 林 菊 三 殿

議案の訂正について

昭和五十五年第四回福生市議会定例会に提案した議案について、次のとおり訂正したので、よろしくお取り計らいくださるようお願いいたします。

一 議案第九十八号 市道路線の認定について

訂 正 箇 所	誤	正
表の終点(番地先)の欄中	福生市大字熊川一六三〇一五一	福生市大字熊川一六二〇一五一

審査報告

議案審査報告書

- | | | | |
|----|---------|--------------|-----------------------------|
| 一件 | 名 | 議案第九十九号 | 福生市の一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 二 | 委員会付託月日 | 昭和五十五年十二月十日 | (第四回福生市議会定例会) |
| 三 | 委員会開会月日 | 昭和五十五年十二月十七日 | 午前九時 |

本委員会に付託された右議案については、審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

右のとおり報告いたします。

昭和五十五年十二月十七日

総務委員会

委員長 田村市郎

福生市議会議長 小林菊三 殿

審査報告

議案審査報告書

一件 名 議案第九十一号 福生市営野球場設置及び管理条例の一部を改

正する条例

二 委員会付託月日 昭和五十五年十二月十日 (第四回福生市議会定例会)

三 委員会開会月日 昭和五十五年十二月十七日 午前九時

本委員会に付託された右議案については、審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

右のとおり報告いたします。

昭和五十五年十二月十七日

総務委員会

委員長 田 村 市 郎

福生市議会議長 小林 菊 三 殿

審査報告

議案審査報告書

- | | | | |
|----|---------|--------------|---------------------|
| 一件 | 名 | 議案第九十二号 | 福生市児童遊園条例の一部を改正する条例 |
| 二 | 委員会付託月日 | 昭和五十五年十二月十日 | (第四回福生市議会定例会) |
| 三 | 委員会開会月日 | 昭和五十五年十二月十六日 | 午前九時 |

本委員会に付託された右議案については、審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

右のとおり報告いたします。

昭和五十五年十二月十六日

建設委員会

委員長 小 堺 仁 七

福生市議会議長 小林 菊 三 殿

審査報告

議案審査報告書

- | | | | |
|----|---------|--------------|--------------------|
| 一件 | 名 | 議案第百五号 | 福生市営住宅条例の一部を改正する条例 |
| 二 | 委員会付託月日 | 昭和五十五年十二月十日 | (第四回福生市議会定例会) |
| 三 | 委員会開会月日 | 昭和五十五年十二月十七日 | 午前九時 |

本委員会に付託された右議案については、審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

右のとおり報告いたします。

昭和五十五年十二月十七日

総務委員会

委員長 田 村 市 郎

福生市議会議長 小 林 菊 三 殿